

議案第 60 号

協定項目 2 合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成 16 年 7 月 29 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

合併の期日について

合併の期日は、平成 17 年 4 月 1 日とする。

第 2 回協議会（平成 15 年 5 月 30 日承認）における調整方針

（合併の期日について）

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとする。なお、現行法の適用期限は、平成 17 年 3 月 31 日までであるが、同法改正に関する国の動向を見定めた上で、その期日を決定することとする。

改正された「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」抜粋

（現行合併特例法の経過措置）

平成 17 年 3 月 31 日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

合併期日を「4月1日」とする理由

新市の歴史の始まった日として、市民の記憶に未永く深く刻まれ、新市誕生の日としてふさわしいと考えられること。

年度を区切りに新市の施策運営ができることから効率的であり、市民にも分かりやすく、一体感の醸成に繋がると考えられること。

合併特例法に基づく財政支援措置については、実質的に期間が 1 年延長となること。

年度途中での期日設定は、現市町村での予算執行・決算、更には、新市での暫定・本予算編成など事務の複雑、増大に繋がり、住民サービスの影響が懸念されること。

など